

函館市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、一般財団法人函館市住宅都市施設公社を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月27日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

一般財団法人函館市住宅都市施設公社
(平成25年4月に一般財団法人に移行)

2 監査の対象

出資団体監査

平成24年度において執行された、函館市の出資法人である財団法人函館市住宅都市施設公社における出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年1月10日から平成26年4月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、当該団体の資本金 3,000千円を函館市が全額出資していることから、当該団体の出納、その他これらに関連する事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

出資団体監査の結果、対象になった事務は、適正に執行されていた。